

長野市農業委員会第 29 回総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 6 月 30 日 (月)
開始時刻 午後 1 時 30 分 終了時刻 午後 2 時 39 分
- 2 場 所 会議室 203 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員

1 番 阿部 孝二	2 番 北村 守	3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保	5 番 久保田清隆	6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝	8 番 小池 知永	9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男	11 番 清水 貢	12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂	14 番 山本 忠宏	15 番 柰津 光博
16 番 北澤 万正	17 番 横山 幸季	18 番 高木喜久夫
19 番 曾根 信一	20 番 花見ひとみ	21 番 近藤 利章
22 番 宮崎 治夫	23 番 善財 良治	24 番 佐藤 隆
25 番 和田 修		
- 4 欠席委員
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 大島 昭彦 主幹事務局長補佐 笠井 英明 事務局長補佐 松橋 秀樹
事務局長補佐 西村 武次 係 長 駒村貴久美 係 長 倉島 友美
係 長 小林健一郎 職 員 浅川 清和
農業政策課
係 長 小林 裕之 主 査 瀧澤 千穂
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について
議案第 272 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 273 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 274 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 275 号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第 276 号 地域計画の変更（農業を担う者）に係る意見聴取について
議案第 277 号 非農地決定について
報告第 88 号 農地法第 4 条の規定による届出について
報告第 89 号 農地法第 5 条の規定による届出について
報告第 90 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について
 - (2) その他農業委員会業務に係る事項について
議案第 278 号 長野市総合計画審議会委員の委嘱について
議案第 279 号 長野市農業委員会農地パトロール実施規定の一部改正について

曾根会長代理　ただ今から第 29 回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員 25 名中 25 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき総会は成立しております。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長　皆さま、ご苦労さまでございます。非常に暑い中、私も今朝 4 時半に起きて、10 時半までやりましたけど、もうギブアップですね。たまたまりんごの支柱をやったんですけども、鉄のパイプが熱くて持てないんですよ。そのぐらい現実で温度上がってるということです。

このつぶやきにもちょっと書きましたけども、6 月から既に関西は梅雨明けという時期に入ったということです。こちら、いわゆる東日本も遠からず梅雨明けになるでしょう。この状況を見ましたら、一番心配なのは、水不足ですね。大体、7 月の後半から、7 月の 20 日過ぎには梅雨明けというので、それまでは必要な雨がちゃんと降るといのが日本の本来の姿でございますけども、どうもそれが完全にそういったことになりそうもないということで、日本中が水不足になるんじゃないかなというふうに思っています。

お米の話題が非常に今、市場でも、それから農家の中でも話題となっておりますけども、本当に今、たまたま在庫の放出をしておりますけども、今年の秋の収穫、本当に大丈夫なのかというふうに、私、そういうのを見て非常に懸念をしているという状況でございます。去年、一昨年、特に一昨年なんかは、一等米は全体の 6 割、7 割ぐらいしか確保できなかったということで、そういったボディーブローが去年もあると、総量の確保ができなかったというようなことが背景にはあると思います。そんなことで、これからも天気の動向には本当に注意し、可能な対策は全て採らなきゃいけないなというふうに思っています。

今日、もうちょっとお話ししたいのは、最近、NOSAI 長野っていう、りんごの共済も含めて、果樹共済が結構入ってる北信の資料を皆さんにお配りしましたので、ちょっと見てほしいんですけど。最近、農機具のいわゆる損害共済の契約がどんどん増えた。なぜかと言いますと、一つは事故が非常に多い。もう一つは盗難なんです。最近、大型のトラクターでも平気で積んで持ってっちゃうというような事件が、この北信管内でも前から出ています。ある所では 1,000 万近くするコンバインを点検すると言って、農協から頼まれましたと言って、積んで持ってった。これは完全に詐欺だよ。そのままだっか行っちゃった。そういう事例もござい

ます。そういったことが、うちはいいんじゃないかとか、軽トラの盗難っていうのも結構、いっぱい出てるようすですけども、改めて農作物の共済も良いんですけども、農機具関係の共済についても、契約件数がここわずか2カ月で47台の契約が入ってます。

それから、次の2ページ目は、令和3年から6年の4年間で108件の事故認定。これは当然、盗難も含めてはありますが、5,085万円を共済で支払いしてます、というような事例が出ております。1件当たりの平均支払額が47万円ですから、非常に金額的に伸びています。

そんなことで次のページです。3ページが、あなたの農業機械。これは2023年の全国の被害状況は135件。届出のあったものだけでございます。まだまだこれだけの件数では終わってないというのが、NOSAIの職員のお話でございます。そんなことで、改めて皆さま方にこの高い農機具の保管管理、それから当然、安全運転も含めて、共済の加入というのを、検討を含めて見直していただければというふうに思っております。今日、職員の方が来てPRしたいというお話だったんですけど、ちょっと時間の関係で、私の方で代わりに説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、今日は農地法を含めた案件が結構出ています。慎重な検討を含めて、審議のほどよろしくお願いします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、大島局長よりご挨拶をお願いします。

大島事務局長 皆さん、お疲れさまです。お暑い中、お集まりいただきありがとうございます。会長のお話にありましたように、雨が少なく、晴れると真夏のような暑さですので、皆さん、作業するときには十分気を付けていただきたいと思います。

先ほど『だより』の表彰ございましたが、写真を今回の100号に載せて完了するという運びとなりましたので、大変ご尽力いただいた役員と、編集委員の皆さまには感謝申し上げます。出来上がった100号ですが、来月の調査会では、委員の皆さまにはお配りしたいと思います。実際、市民の皆さんには8月号の広報と一緒に配られますので、早い所ですと7月の下旬頃にはもうお手元に届くかと思えます。

それと今週末、管外視察があります。当日、私も同行させていただきますので、県外の新しい技術を勉強させていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。私からは以上です。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。青木会

- 議長 長、議事進行をお願いいたします。
- 議長 長 それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。お断りしますと、ちょっと喉の調子が良くないので、若干聞きにくい点があるかと思えますけども、ご容赦いただきたいというふうに思っています。着座にて進行させていただきますので、よろしくお願いします。
- 議長 最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号 11 番 清水貢委員、議席番号 12 番 鈴木啓佐利委員、よろしくお願いいたします。
- 議長 議事に入る前に確認いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件に関しまして、当事者又は関係者となっている方がございましたら、お申し出ください。よろしいですか。
- 議長 【該当なし】
- 議長 長 申し出はなしということの確認をさせていただきます。次に、議案の訂正等の報告を事務局よりお願いいたします。
- 笠井主幹兼事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。
- 議長 最初に、資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙、総会資料一覧（確認用）のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。また、議案の訂正につきましては、別冊 1 の農振除外の議案にありました。訂正内容につきましては、後ほど議案の説明の際に農業政策課より説明いたします。議案の訂正等の報告につきましては、以上でございます。
- 議長 長 それでは続きまして、議案第 272 号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 笠井主幹兼事務局長補佐 議案第 272 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 1 ページをご覧ください。番号 1 番から 7 ページの 21 番までの 21 件でございます。内容につきましては、所有権移転案件が 20 件、使用貸借権案件が 1 件となります。農家創設の案件は、3 ページの 7 番の 1 件です。10 アール未満の案件は、4 番、6 番、9 番、14 番、15 番、21 番の 6 件です。また、3 ページの 5 番は、農地法第 5 条議案の 3 番と関連した案件でございます。
- 議長 なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとな

っておりますが、農地法第3条第2項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件につきまして確認したところ、該当しておりません。したがって、いずれも許可要件を満たすと判断しました。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここでご報告させていただきたい案件があります。先月、5月の総会で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の議案にありました、法人農家創設の株式会社●●の営農計画等につきましては、会長と曽根会長代理にご確認をいただき、問題がないと判断していただきましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議 長 それでは、ただ今、事務局より説明がありました。各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1番から5番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。説明いたします。1番については、無償による所有権移転でありまして、現在、3条による貸借中の農地を所有権移転したいというものであります。トウモロコシ、りんごを栽培する計画です。

それから2番、本件も無償による所有権移転でありまして、これも同様に3条による賃貸借中の農地でありまして、これを所有権移転、名義変更をしたいというものであります。

次のページ、3番であります。渡人と受人が同居の親族でありまして、経営面積が4,231.6㎡のうち3,277.6㎡を、同居の義父から受入へ移転するというものであります。りんご、キウイフルーツ、ヘーゼルナッツ等でございます。

それから4番ですが、本件は無償による所有権移転でありまして、渡人、受入、兄弟関係にありまして、10アール未満の面積であります。ジャガイモ、枝豆を作ることです。

5番につきましては、備考欄に記載がありますとおり、5条のナンバー3と関連がありまして、ほぼ同面積を交換したいというものでありまして、片や3条による所有権移転、片や5条による所有権移転でありまして、それぞれ問題なしということで、以上、5件、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から、6番についてお願いします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。6番につきましては、有償の10ア

ール未満の所有権移転事案であります。受人は自宅に隣接している農地を購入し、家庭菜園としてジャガイモ、キュウリ等を作るというもので、許可要件を満たしている事案になります。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、7番から11番をお願いいたします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。7番は農家創設であります。耕作者本人に調査会に出席いただきまして、営農計画等の確認の聞き取りをいたしました。経過的には、私の所に飛び込みで野菜を作りたいんで何とか農地を見つけてもらえないかというような、積極的な彼が来て、それ以降の私の個人的な付き合いになりますが、今回、1,000 m²になりますので、農家創設ということであります。今後、地域の担い手として大いに期待されるという人物であるということを確認できましたので、許可条件に適合してるといふふうに判断をいたしました。

それから、8番から11番でありますけども、これは見ていただきますとおり、渡人が全部同一であります。関連案件でありますので、まとめてご説明させていただきます。まず、この申請地のそれぞれの農地なんですけども、元々今の渡人の弟さんが所有しており、そしてこの受人の方に、管理を、ずっと耕作をお願いしてきたという農地なんですけども、弟さんが亡くなりまして、結局、お兄さんに相続を、登記をしたということで、今回完了いたしました。それでこの関係は、農地についてどうするかということだったんですが、相続を担当した弁護士が間に入って、現在管理してくれている4名の方に無償で贈与するということで整理できましたので、今回、案件として上程しております。もちろん現地確認を行いました、きれいに現在も耕作しております。

なお、あと3件ほどこの相続案件があります。契約しているのもありますので、合意解約等、手続きをこれから行って、準備ができ次第、また議案に提示をしていきたいというふうに思っております。以上になります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、12番から16番までお願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。12番から16番までということで、審議いたしました。12番につきましては、これは弁護士さんなんですけど、相続財産清算人による贈与の所有権移転であります。もう既に渡人は亡くなっておられますので、弁護士さんが代わって手続きされたということになります。受人につきましては、すぐ隣の隣接地でりんごを栽培しており、既に耕作もしているというこ

とで、引き受けてくれるということになったものでございます。
作付けするものはりんごとのことでございます。

13 番につきましては、有償による所有権移転をするものであります。受人は申請地の隣接でぶどうを栽培しております。規模拡大を希望しており、所有権移転するものであります。作付作物はぶどうでございます。

14 番につきましては、有償による所有権移転によるもので、10 アール未満の案件です。申請地の周辺は既に宅地開発されており、その中で宅地とならなかった土地が今回の申請地となります。受人は申請地のすぐ北側に自宅を構えておりまして、その申請地と屋敷畑というんですかね、地続きになっている所でございます。作付作物はナス、トマトということでございます。

続きまして 15 番です。15 と 16 の筆は篠ノ井の地区の農地になるわけですが、併せて説明をさせていただきます。渡人は同じ方でありまして、80 歳と高齢のため、規模縮小を図る方で 15 番、16 番の受人が引き受けてくれるということになりました。所有権移転をするもので、15 番が 10 アール未満の案件です。やる気のある方で、作付予定はナスということでございます。16 番につきましては、既に農業をされている方でございます。作付予定の作物はナスということでございます。

いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当といたしました。以上です。

議 長 それでは続きまして、東部地区調査会長から、同じく 16 番から 21 番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。16 番につきましては、今、南部の調査会長の方から説明がありましたが、渡人からもちょっと打診を受けて、受人の●●の●●さんが受けたものでございます。ほ場は千曲川を挟んだ篠ノ井横田側の河川敷内ということで、農道も狭くて、荒廃農地も点在するような場所です。当該地につきましては、現在、サトイモ等が整然と作付けされておりました。●●さんも●●農園として大規模経営をされていらっしゃるということです。

17 番につきましては、渡人と受人が義理の親子の関係になります。その中での使用貸借の設定ということで、受人が補助制度を活用するに当たって、面積の増が必要となったということもあって、今回、使用貸借権を設定されたものでございます。

18 番につきましては、渡人と受人の奥さま同士が姉妹という仲で、今回の所有権移転が行われたものです。当該地につきましては、以前より受人が賃貸借をされていたということで、農家相談会で相談いただいた案件ということでございます。

19 番につきましては、もう既に耕作等は全く行っていなかった農地で、この所有者等が全く知らない間に不動産事業者が介在したりして、全く知らない他人の名義で仮登記がなされていたと。今回、相続されたその農地等について整理を進めたいという中で、担当の推進委員の方とも深く関わり、仮登記の抹消、そして所有権の移転ということに至ったというものでございます。これにつきましては、麦の栽培等を中心に行っているという方で、広く耕作をされている方ということでもあります。

20 番につきましては、渡人と受人が、叔母と甥の関係ということで、その中で相続財産について、甥の方に所有権移転を今回されたというお話で、受人は食堂を経営している中で、食堂で提供してる食材等を当該地で栽培、収穫を予定しているというものでございます。

21 番につきましては、渡人が農地の処分を検討していた中で、今回、所有権移転になったというもので、ただ、担当委員の調査の中では、田んぼにつきましては耕作が進められているようなんですけれども、畑地についてはまだ手付かずというような状態ということで、受人も会社勤めをしながらの農業経営というところで、今後ちょっと適正に耕作が行われるのか注視していきたいという担当委員からの意見がございました。いずれも調査会では許可相当として判断したものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。農地法第3条、21件ですね。これより質疑に入りたいと思います。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からのご報告について、発言がある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 ご意見はないということを確認いたしました。よって、採決に入ります。議案第272号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第272号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第273号を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第273号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の9ページをご覧ください。番号1番の1件でございます。1番は農業用作業所、農業用倉庫の建築と、駐車場を設置する転用案件です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。説明は以上でございます。

- ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、この案件につきまして、北部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。
- 善財地区調査会長 4 条案件であります。本件は追認案件であります。平成 15 年から転用事由のと通りの用途に供されておりました。今回、農地法の許可を取っていなかったということが分かったので、改めて正式に申請がなされたものであります。許可相当ということで判断いたしました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに北部地区調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。特によろしいですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、質問を打ち切ります。意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 273 号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 273 号は、許可相当と決定いたしました。
- 続きまして、議案第 274 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 笠井主幹 兼 事務局長 補佐 議案第 274 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本冊の 11 ページをご覧ください。番号 1 番から次ページの 6 番までの 6 件でございます。11 ページでございますが、1 番は駐車場と資材置場を設置する一時転用案件で、許可日から令和 9 年 12 月 31 日までとしております。2 番は、資材置場と駐車場を設置する転用案件です。3 番は、通路を設置する転用案件です。先ほどの農地法第 3 条議案の 5 番と関連している案件でございます。
- 4 番は、農家分家住宅を建設する転用案件で、備考欄に開発許可と記載があります。開発許可は、市街化調整区域において、宅地造成や建築のような開発許可を行う場合に必要となります。この開発許可と農地転用許可の事務は並行して進められ、農地転用許可制度の運用におきまして、他法令による許可等が受けられる見込みがない場合は、農地転用許可はされません。したがって、開発許可と記載のあるものは、開発許可の申請を市の建築指導課が受け付けており、開発許可の見込みがあるものでございます。
- 12 ページをご覧ください。5 番は、一般住宅を建築する転用案件で、備考欄に農振除外日と記載がありますとおり、令和 7 年 6

月 13 日付けで農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。6 番は、現場事務所と従業員駐車場及び資材置場を設置する一時転用案件で、許可日から令和 8 年 3 月 31 日までとしております。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。また、先月の総会で許可すべきものと決定いただき、県に進達しておりました農地法第 5 条の 6 件の案件は、全て許可済みとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは、調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1 番から 3 番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番につきましては、先ほどご説明のあったとおり、一時転用案件であります賃貸借権の設定であります、本件につきましては●●株式会社発注の●●の工事を施工するに当たり、●●近くの畑を一時転用して使用したいということでありまして、近隣に与える影響は少ないということで、許可相当と判断いたしました。

2 番、本件は使用貸借権の設定でありまして、貸人、借人は親族関係にありまして、借人が経営する建設業、内容的には塗装、あるいはリフォームを業としている方ではありますが、資材置場、駐車場等の設置をしたいということでありまして、近隣に与える影響は少ないということで、許可相当と判断いたしました。

3 番につきましては、備考欄の一番下に書いてありますとおり、3 条議案ナンバー 5 と関連でありまして、それぞれ隣接地の交換をすることによって、お互いの耕作の利便性を向上させる、あるいは本件、これは 5 条転用案件ではありますが、通路として利用したいということが目的でありまして、近隣に与える影響は少ないということであります。許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、4 番から 5 番、お願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。南部地区では 4 番と 5 番につきまして審議をいたしました。4 番につきましては、使用貸借権によるもので、篠ノ井岡田において農家分家住宅を建築するという転用申請です。貸人と借人は親子関係でありまして、父の所有する農地に息子が居宅を建築するものであります。子どもの成長に伴って、居住スペースが狭くなったということ、申請地から徒歩圏内にご実家があります。将来は両親の介護等、本申請地を転用する目的

となっております。

続きまして5番につきましては、使用貸借権によるものです。篠ノ井有旅において、一般住宅の建築をするという転用申請です。申請地は、令和7年6月13日に農振除外が完了しております。貸人と借人は親子関係であり、父の所有する農地に息子が住宅を建築するというものでございます。借人は奥さんと2人でアパート暮らしを、今しておりますけれども、申請地から徒歩圏内にある実家であり、将来的にも両親の介護等を考えているということでございます。南部地区調査会で審議をいたしました結果、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないと認められますので、許可相当とすることと判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。続きまして、東部地区調査会長から、6番についてお願いします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。これにつきましては、国道403号の拡幅工事に伴う事業者の資材置場、駐車場等に利用するための一時転用の申請です。当該地は403号沿いに位置していて、耕作はないのですが、草の管理は行われていたというような農地です。使用するに当たっては、敷地を鉄板で養生を行った上、3月までの使用ということで、終了後は原状復帰を行うものでございます。周辺への影響もないという中で、許可相当と判断いたしましたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。農地法第5条、6件の補足説明をいただきました。それでは、ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 特に発言なしということで、質問を打ち切ります。採決に入ります。議案第274号について、許可相当とすることに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第274号につきましては、許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第275号を議題といたします。農業政策課から議案の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 農業政策課の瀧澤と申します。この4月から農地法の関係を担当しておりますので、よろしくお願いいたします。私からは議案第275号 農振除外等に係る意見聴取について、ご説明申し上げます。別冊1と、本日配布しております第29回総会議案訂正票（農振除外関連）総会用をご用意ください。

初めに、議案の訂正について、ご説明申し上げます。まず、訂

正が4カ所ありますので、ご確認をお願いいたします。別冊1の1ページをご覧ください。2段目にあります受付表、農振除外番号2番の申出地につきまして、篠ノ井岡田●●を篠ノ井岡田川原田●●に、地目の川原田を畑に訂正をお願いいたします。続きまして、11ページをご覧ください。除外番号2の除外申出地につきまして、篠ノ井岡田●●（川原田）を、篠ノ井岡田川原田●●（畑）に訂正をお願いいたします。続きまして、20ページをご覧ください。軽微変更番号1の中段にあります、除外6要件の中の⑤備考欄にあります土地改良区なしを、支障なしに訂正をお願いいたします。議案の訂正に関する説明は以上となります。

続きまして、今回の議案から変更点がございますので、この変更点につきましてご説明いたします。これまでは、農振法に基づく農業振興整備計画の変更に対するご意見をお聞きしておりましたが、農振農用地と一致する区域を計画区域として、令和7年3月31日付けで地域計画を策定いたしました。したがって、今回の申し出分からは農業振興整備計画の変更と、地域計画の変更に対するご意見として、併せてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の個別の説明に入ります。1ページをご覧ください。受付表でございます。今回の農業振興整備計画の変更は、編入1件、除外3件、軽微変更1件です。

4ページをご覧ください。編入番号1です。編入理由は、平成29年10月、前所有者が農家住宅建設を目的に除外したのですが、当初の計画を達成しないまま令和3年6月に申出者が譲り受け、現在も耕作を進めています。本件の申出者は除外番号1番の申出者の子に当たりますが、除外番号1の手続きの際に当案件が発覚したため、今回、現状に合わせるため、編入手続きをしたものです。なお、編入面積は604㎡です。

続きまして、8ページをご覧ください。除外番号1です。申し出者である●●氏が、既に通路及び植栽地として利用してることから、追認案件となります。除外面積は43㎡です。続きまして、11ページをご覧ください。除外番号2です。事業計画者である●●の事業所用駐車場として申し出があったものです。除外面積は398㎡です。続きまして、15ページをご覧ください。除外番号3です。事業計画者である●●が、墓苑用の駐車場を整備するために申し出があったものです。除外面積は441㎡です。

続きまして、20ページをご覧ください。軽微変更番号1です。事業計画者である●●氏が、既に設置している農業用倉庫と駐車場整備の追認案件です。変更面積は合計195㎡です。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっております

が、除外 6 要件及び軽微変更の 5 要件に照らし、特に問題ないと判断しております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。最初に、北部地区調査会長から、15 ページの除外番号 3 と、20 ページの軽微変更番号 1 をお願いいたします。続きまして、南部地区の調査会長からは、4 ページの編入番号 1 番と、8 ページの除外番号 1 番及び 11 ページの除外番号 2 についてお願いいたします。それでは、北部地区調査会長、よろしくお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。農振除外のナンバー 3 でありますけど、事務局の説明のとおり、墓苑用の駐車場設置するものでありまして、集団性を損なう恐れはないということで、申請どおり受け付けることで問題はありません。それから、軽微変更の 1 でございますが、これは追認案件であります、近隣農地に与える影響は少ないと判断し、原案どおり決定することで問題はありません。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長、4 ページの編入番号 1 と、8 ページの除外番号 1 及び 11 ページの除外番号 2、以上、3 件にてご報告をお願いします。

小林地区調査会長 まず、小松原地区にあります、番号でいうと 1 番ですね。いずれにしろ編入要件等は満たしておりますので、地区調査会でも問題なしというふうに判断いたしました。続きまして、8 ページの除外番号 1 につきましても、現在ある敷地ですね。ここは生け垣等ございますけれど、こちら問題なしということになります。

続きまして、除外番号 2 ですけども、●●の関係になりますかね。駐車場ということで、こちらにつきましても許可要件等、特に問題はございませんので、除外要件を満たしてということになります。以上です。

議 長 除外番号 1 のこの案件は、自宅と道路の間で挟まってる農地なんで、この土地が農地としては使えないんですよ。そういうことですよね。

小林地区調査会長 農地としては使えないということですね。

議 長 そういうことですね。

小林地区調査会長 はい。そうですね。

議 長 分かりました。それでは、いいですかね。これより質疑に入ります。ただ今、農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

【質疑なし】

- 議 長 それでは、特別意見はなしということで、採決に入ります。議案第 275 号につきまして、農振除外及び軽微変更が相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 275 号は、原案のとおり相当と決定し、長野市長に意見書を提出いたします。
- 続きまして、議案第 276 号を議題といたします。農業政策課より説明をお願いします。
- 農 業 政 策 課 小林係長 農業政策課の小林です。よろしくお願いいたします。私からは議案第 276 号、別冊 2、地域計画の変更（農業を担う者）に係る意見聴取についてでございますが、これを説明させていただきます。
- 地域計画につきましては、令和 7 年 3 月 31 日付けで、市内 33 地区でスタートしたところでございますけれども、今回、早速、地域計画の変更について総会でお諮りさせていただきましたのは、制度資金、今回、農家さんから相談がありましたのは、スーパー L 資金の関係でございますけれども、こちらの融資の要件が、地域計画の農業を担う者としての位置付けが、見込みの状態ではなく、既にされていることというのが要件になっているために、必要な変更をするものでございます。現在までに中間管理を利用しました農地の貸し借りをを行うために、地域計画への掲載の必要をいただいている農家さんも多くおられますので、こちらに関しても併せて、新たに地域内の農業を担う者として掲載するように変更するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いします。
- 議 長 ただ今、農業政策課より地域計画の変更（農業を担う者）に係る意見聴取についての提案がありました。それでは、地区調査会長から別紙 2 の検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調査会長から、1 番から 7 番、お願いいたします。
- 善財地区調査会長 北部の善財です。1 番から 7 番、全件原案どおり決定することで問題ありません。以上です。
- 議 長 続きまして、西部地区調査会長から、8 番から 10 番、お願いします。
- 和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。8 番から 10 番、原案どおり決定することで問題はあります。以上です。
- 議 長 続きまして、中部地区調査会長から、11 番及び 12 番、お願いいたします。
- 北村地区調査会長 11 番、12 番、いずれも原案どおり決定で問題ないというふうに考えます。以上です。

- 議 長 続まして、南部地区調査会長から、13 番から 21 番、お願いします。
- 小林地区調査会長 南部地区の小林です。13 番から 21 番までということでございます。調査会で審議いたしまして、原案どおり決定することで問題ないということであります。以上です。
- 議 長 それでは最後に、東部地区調査会長から、22 番から 26 番、お願いいたします。
- 近藤地区調査会長 東部地区調査会の近藤です。いずれも原案どおり決定することで問題はございません。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。ただ今の農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言がある方の挙手を求めます。いかがですか。よろしいですかね。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、ご意見ないようでございますので、質問の時間を締め切りまして、採決に入ります。当案件につきまして、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 276 号は、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございます。
- 続まして、議案第 277 号を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 笠井主幹
兼事務局長補佐 議案第 277 号 非農地決定について、ご説明申し上げます。本冊の 13 ページをご覧ください。番号 1 番から 16 番までの 16 件でございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林、原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映されます。また、農地所有者は、送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。
- 一番下をご覧ください。面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものは、山林が 3 筆で、面積が 2,906 m²、原野が 13 筆、面積が 2,829.43 m²、合計で 16 筆、5,735.43 m²でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。当案件につきまして、発言のある方の挙手を求めます。特にございませんか。
- 【質疑なし】

議 長 それでは、質疑がございませんので、質疑の時間を締めます。
引き続き、採決に入ります。議案第 277 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 277 号は、
原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 88 号、89 号、90 号を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹 報告第 88 号 農地法第 4 条の規定による届出について、ご報告
兼事務局長補佐 申し上げます。本冊の 15 ページをご覧ください。番号 5 番から、
次ページの 9 番までの 5 件でございます。農地を農地以外に転用
する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地
は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっておりま
す。4 条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を
伴わない転用届出です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、
内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問
題はなく、事務局長専決により受理しておりますので、ご報告申
し上げます。

続きまして、報告第 89 号 農地法第 5 条の規定による届出につ
いて、ご報告申し上げます。17 ページをご覧ください。番号 10
番から、22 ページの 28 番までの 18 件です。同じく市街化区域内
の届出ですが、5 条の転用届出で、農地の権利移動を伴う転用届
出になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、
書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しております
ので、ご報告申し上げます。なお、18 ページをご覧ください。18
ページの 13 番は、バツ印となっております。これは事務局長専
決後に届出者から受人の記載に不備があり、修正後の届出をする
ことを理由に、取消し願がありましたので、事務局長専決で取消
しを行っております。なお、修正後の届出は、20 ページの 23 番
となっております。

続きまして、報告第 90 号 農地法第 4 条の規定による農業用施
設（2 アール未満）の届出について、ご報告申し上げます。23 ペ
ージをご覧ください。番号 1 番の 1 件でございます。農業用倉庫
等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 ア
ール未満で、要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要で、農業委員
会へ届出書を提出していただいております。

以上、報告案件の 3 件について、内容につきましては記載のと
おりでございます。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によ
り受理しておりますので、ご報告申し上げます。よろしく願い
申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から報告第 88 号、89 号、90 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 特別ご質問がないようでございますので、質問の時間を打ち切りたいと思います。なお、報告案件でございますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、その他農業委員会業務に係る事項につきまして、審議を行います。議案第 278 号 長野市総合計画審議会委員の委嘱についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

西村事務局長補佐 事務局の西村と申します。失礼して、着座にて説明させていただきます。お手元の資料 1、議案第 278 号 長野市総合計画審議会委員の委嘱についてをご覧ください。1 の依頼についてでございますが、市長から依頼があったものでございまして、所管課は企画課でございます。依頼の内容につきましては、令和 7 年 3 月 31 日をもって、現委員の任期 2 年が満了したことから、農業委員会の青木会長を当審議会の委員に委嘱したいとの依頼があったものでございます。

2 の長野市総合計画審議会の概要でございますが、長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき設置されるもので、20 人以内の委員で構成し、市長の諮問に応じ、第五次長野市総合計画後期基本計画の進捗管理と、次期総合計画策定に関わる審議を行います。任期及び会議につきましては、記載のとおりでございます。

本日の総会において、青木会長を当審議会委員の候補者としてご決定いただいた後、所管課でございます企画課の方に報告をしてまいりたいと考えております。説明は以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。ただ今の説明に際し、何かご発言のある方はございますか。特別ないですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、特別ご質問はないようでございますので、採決に移ります。議案第 278 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 278 号 長野市総合計画審議会委員の委嘱につきましては、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 279 号 長野市農業委員会農地パトロール実施規定の一部改正についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

松橋事務局長補佐 事務局の松橋です。議案第 279 号 長野市農業委員会農地パトロール実施規定の一部改正について、総会資料 2 になります。こちらにつきましては、先の地区調査会でご説明をさせていただきまして、委員の皆さまから修正等のご意見ございませんでしたので、この場にてご審議の上、ご決定いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局からお話があったとおり、特別、調査会等々でご質問、ご意見はなかったということでございます。改めて、委員の皆さまからご意見あれば。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは、質問等はないようでございますので、採決に入ります。議案第 279 号について、原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 279 号 長野市農業委員会農地パトロール実施規定の一部改正につきましては、原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございます。以上、本日予定をしておりました議事が全て終了いたしますが、皆さんの方から議案に相当する内容で、ご発言のある方は挙手を願います。

【発言なし】

議 長 それでは、慎重審議いただきまして、ありがとうございます。予定よりも早く進行することができました。進行を曽根代理の方に渡したいと思います。ありがとうございます。

曽根会長代理 青木会長、ありがとうございます。以上で、本日の議事は終了となりました。

次に、8 のその他に移ります。本日の議事全体を通して、委員の皆さまからのご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。なければ、事務局の方から今後の日程について、説明をお願いします。

西村事務局長補佐 私から連絡事項を申し上げます。今後の予定についてでございます。お手元の総会次第の下段をご覧ください。次回、第 30 回総会は、7 月 31 日木曜日の午後 2 時 30 分から、第 2 庁舎 10 階の会議室 203 で行います。開始時間を午後 2 時 30 分としておりますので、お間違えのないようご注意をお願いいたします。

続きまして、総会次第の裏面をご覧ください。7 月の地区調査会及び農家相談会の日程、8 月の予定を追加しましたので、よろしく願いいたします。連絡事項は以上でございます。

曽根会長代理 ありがとうございます。以上をもちまして、第 29 回の総会を終了いたします。皆さま、お疲れさまでした。

